

兵庫医科大学 知的財産戦略

平成 30 年 9 月 26 日制定

平成 31 年 4 月 1 日改正

兵庫医科大学（以下「本学」という。）は、学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」という。）が定める「学校法人兵庫医科大学知的財産ポリシー」に則り、本学における教育・研究・診療活動を通じて得られた知的財産を、本学運営における重要な資産として位置付け、その管理・活用に関する戦略を以下の通り定めるものとする。

1. マネジメント体制

本法人が知的財産管理部門として定めた学務部において、本学における知的財産の創造、保護及び活用を組織的・一元的に管理し、技術移転等による社会への貢献を図る。また、当該部門の体制、機能については、社会のニーズに迅速かつ的確に対応するため、常に見直しを行う。

2. 研究シーズの育成

社会的ニーズが高く、医薬品・医療機器等の開発に発展し、将来の社会実装が見込まれると本学が判断した研究シーズには、当該シーズ育成のために必要な研究費又は支援体制の整備等、大学として戦略的な研究推進・支援を行う。

3. 権利の承継・取得

本学の教育・研究・診療活動の成果として生じた職務発明による特許等を受ける権利については、本学における一定の評価基準を設け、新規性、進歩性、実用化の可能性等を勘案の上、迅速に本法人に承継し、特許等出願を行う。

4. 権利の活用

本法人が行った出願については、その維持・活用に必要な予算計画を策定の上、所用の経費に係る予算を確保し、審査請求、中間処理等の権利化及び登録後の権利維持並びに権利活用を積極的に図る。権利継続においては、社会ニーズ、実用化の見込み等を都度評価の上、継続の是非を判断する。

5. 企業等との協働

本学における知的財産を有効に社会に還元するため、事業化・実用化に資する企業等と研究者のマッチングを図り、大学として当該企業等との共同研究を積極的に推進する。